

第 2 回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会 会議録

1 日時：令和 5 年 1 月 23 日（月）午前 10 時 00 分から正午まで

2 場所：浜松市役所本館 8 階 全員協議会室

3 出席者（検証委員）

委員氏名	分野	所属等	備考
青田 良介	防災行政	兵庫県立大学教授	Web 出席
江間 吉洋	法律	杉山法律事務所弁護士	
沢田 和秀	地盤工学	岐阜大学教授	Web 出席
松田 達也	地盤工学	豊橋技術科学大学准教授	
村越 啓悦	法律	村越法律事務所弁護士	

4 出席者（庁内検討委員会・事務局）

		所属等	氏 名
庁内 検 討 委 員 会	幹事会	副市長（都市整備部・土木部担当）	長田 繁喜
		技術統括監	吉澤 雄介
		危機管理監	小松 靖弘
		環境部長	藤田 信吾
		産業部農林水産担当部長	清水 克
		都市整備部長	井熊 久人
		土木部長	伏木 章尋
		天竜区長	袴田 雄三
	オブザーバー	総務部参事	岡本 ふみの
	作業部会	危機管理監危機管理課長	小林 正人
		環境部産業廃棄物対策課長	小野 哲司
		産業部林業振興課長	小林 和重
		都市整備部土地政策課長	山田 雅之
		都市整備部北部都市整備事務所長	高林 繁
土木部道路保全課長		加藤 貞仁	
土木部河川課長		永井 聖孝	
土木部天竜土木整備事務所長	鈴木 浩治		
天竜区まちづくり推進課長	森田 修		
土木部副参事	菅谷 昌彦		
事務局	都市整備部都市計画課長	杉石 秀和	
	都市整備部都市計画課課長補佐	磯部 篤	
	都市整備部都市計画課副主幹	鈴木 康之	
	都市整備部都市計画課主任	和久田 昌弘	
	都市整備部都市計画課主任	白井 真理奈	
	総務部政策法務課経営推進担当課長	栗田 豪	

- 5 議事内容 (1) 行政対応検証の進め方について
(2) 意見交換
- 6 会議の公開・非公開 非公開 (ただし、議事録は非公開情報を除いて公開)
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議録作成者 白井
- 9 会議記録

1 開会

杉石都市計画課長・・・お忙しいところご参集いただき、誠にありがとうございます。私は都市計画課長の杉石と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、第2回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会を始めます。

2 長田副市長挨拶

杉石都市計画課長・・・始めに、長田副市長よりご挨拶を申し上げます。

長田副市長・・・委員の皆様にはお忙しい中、第2回の行政対応検証会にご出席を賜り誠にありがとうございます。12月6日に第1回検証会を開催したところでございます。ほぼひと月半経過をしたところでございます。この間、1月17日には第2回技術的検証会を開催し、原因の調査や復旧方法等についてご議論いただき、一定の方向性が出たということで、1日も早い復旧を目指し、私ども全力を尽くしてまいる所存でございます。

本日の行政対応検証会では、第1回検証会での概要説明を踏まえ、今後の検証の進め方、検証にあたっての論点整理につきまして、皆様からご意見、ご提案を賜ればありがたいと考えております。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

3 議事

杉石都市計画課長・・・ありがとうございました。ここからは個人情報等を取扱うため非公開とさせていただきます。申し訳ございませんが、報道の皆様はご退出をお願いいたします。

《報道退室》

杉石都市計画課長・・・本日の資料確認をさせていただきます。次第、資料(1~13)、座席表、出席者名簿でございます。本日の出席委員と市職員は、出席者名簿、座席表のとおりとなります。よろしくお願ひします。

では、次第をご覧ください。本日の検証会は概ね12時までの予定で、次第に沿って進めさせていただきます。それでは、次第の2、第1回検証会の議事および意見交換の内容について、事務局より説明をさせていただきます。

磯部都市計画課長補佐・・・資料「第1回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会 会議録」をご覧ください。前回の会議録について委員の皆様にもご確認いただき、取りまとめをさせていただきますのでご報告いたします。

次の「第1回行政対応検証会意見等対応表」をご覧ください。前回の検証会で委員の皆様からいただいた意見、それに対する市の回答、対応を整理いたしました。市の回答、対応につき

ましては、前回その場でお答えした内容はポツ（・）で記載しており、今回資料を追加したものは米印（※）で表記してございます。改めてご確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

杉石都市計画課長・・・ここまでの第1回の議事録、意見交換の内容につきまして、意見、質問等はございますか。

《意見なし》

杉石都市計画課長・・・続きまして、次第3の議事に移ります。ここからの進行は、座長の村越委員にお願いします。よろしくをお願いします。

村越委員・・・まず、事務局から資料1-3(3)まで説明をお願いします。

磯部都市計画課長補佐・・・それでは、資料1-1 ページ「浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証の進め方(案)」をご覧ください。前回の検証会にて委員の皆様から検証の範囲をどこまでとするかというお話がございましたので、今一度、確認させていただきます。

まず、「1 検証の目的、対象等について(1)検証の目的」でございます。本件土砂崩落が発生しました原因究明の調査及び本件改変行為、盛り土や樹木の伐採、廃棄物の投棄、そうした行為に対し、法令上権限を有している市長が行った対応の事実関係を踏まえ、公正で中立的な観点から市長の対応の適法性、妥当性及び同様の災害の発生を防止するための今後のあり方について検証及び評価を行うことを目的としております。

なお、本検証につきましては、市の国家賠償責任その他の法的責任を明らかにするために行うものではございません。

続きまして、(2)検証の対象でございます。今回の検証の対象とするべきところについて、3つの案を載せてございます。【案1】は本件改変行為に対する対応、【案2】は本件災害発生前までの対応として【案1】に避難指示等の災害対応も検証の対象に加えたものでございます。

【案3】は【案2】に更に被災者支援や応急措置等の発生後の対応を含め検証の対象とするものでございます。市といたしましては、本件の土砂崩落の発生を未然に防止するために市がどのような対応を取ることができたか及び取るべきであったかについて検証を行うことが最も求められている点ということを踏まえ、本件改変行為に対する対応を対象とする【案1】の本件改変行為に対する対応を検証の対象とすることをご提案させていただきます。

なお、避難指示等の災害対応及び本件災害発生後の対応につきましては、直接、本検証会の対象としないものの、必要に応じて参照し報告書として取りまとめることではいかがかと考えております。

続きまして、1-2のページをご覧ください。(3)検証の対象とする期間の「ア始期」について3案記載してございます。【案1】は土地の改変行為が行われたことを市が認識した平成26年10月30日から、【案2】は航空写真等から盛り土が開始されたと推定される平成15年頃から、【案3】はもう少し遡りまして、本件の伐採が開始されたと推定される平成13年頃からとする案でございます。市といたしましては、今回の検証は、市が行った対応及び対応しなかった不作為を含めた検証を行うことが求められている点ということも踏まえ、本件改変行為が開始された【案3】を提案させていただきます。なお、実際に市が対応を行いましたのは、平成26年10月30日以降に限られますので、検証の中心は同日以降になると考えられます。

続きまして「イ 終期」について2案ございます。【案1】は本件災害発生前の令和4年9月24日までを対象とするものでございます。【案2】は本件土砂崩落の応急措置の完了日、今

後応急措置するところがございますので、令和5年7月頃の完了時点までを検証の対象とするものでございます。市としましては、(2)検証の対象にて、改変行為に対する対応を検証対象とする提案にあわせ、【案1】災害の発生前の令和4年9月24日までを検証の対象としてはどうかと提案させていただきます。なお、市長が静岡県土採取等規制条例に基づく権限を有していましたが令和4年6月30日までで、これ以降は静岡県に権限が引き上げられておりますので、検討の中心は令和4年6月までになると思われま。説明は以上でございます。

村越委員・・・ありがとうございました。まず、(1)から(3)まで全般的にご質問はいかがでしょう。

《質問なし》

村越委員・・・「盛り土^{もりつち}」と「盛土^{もりど}」について確認させてください。「盛り土」は今回の原因となった、主に所有者によって行われた土砂の投棄を中心とする行為を指し、「盛土」は緑恵台の造成時に事業者によって行われた造成盛土を指すと資料から理解されますが、よろしいですか。

加藤道路保全課長・・・おっしゃるとおりでございます。資料2の右側下の断面図をご覧ください。灰色に着色されたBの部分、これがいわゆる「盛り土」でございます。その下にある茶色のo-B部分は緑恵台が当時宅地造成をする際に「盛土」された部分となり、その後Bの盛り土がされたと分けさせていただきます。委員がおっしゃったとおりでございます。

岡本総務部参事・・・1点補足させていただきますと、説明したとおりでございますが、資料3の論点など法令手続きの検証では「盛土」という表現を使わせていただいております。

村越委員・・・法令では仮名は分からないので、今後議論していく上の要望として、「盛り土」は投棄によって積み上げられた部分を指し、「盛土」は造成時に固められた部分を指す用語とすることで、委員の皆様よろしいでしょうか。

沢田委員・・・先ほど説明があった法令の話になると、この緑恵台の造成だけではない話になります。「盛り土」は先ほどご説明あったように投棄された土で結構だと思いますが、それ以外を一般的に「盛土」と呼ばれるものという範疇でよろしいのではないのでしょうか。「盛土」はこの場所に限定した話ではありませんので。「盛り土」は崩れてしまったこの場で話し合わなければならない案件の話で、「盛土」は世の中で一般的に盛土と言われているもので良いのではないのでしょうか。

村越委員・・・どういった違いを指摘されているのでしょうか。

沢田委員・・・ご説明では、ここ緑恵台の造成に関しての「盛土」を盛土と呼ぶとされていましたが、市で取り扱う案件には他の地区の「盛土」が存在し、条例や法令はこの地区だけではなくそれらも含めた盛土ではないかという話です。

村越委員・・・私が先ほど使い分けを申し上げましたのは、この場において、説明の中で「盛り土」と「盛土」という言葉があるため、理解の上で「盛り土」は投棄された部分を指し、「盛

土」は元々緑恵台造成時に造成されていた地盤のこと指すという使い分けで良いかを確認したものです。他の地域のことを特に念頭において述べたことではないので、他の地域の話をする時はそのようにおっしゃっていただければよろしいかと考えます。

沢田委員・・・区分けの説明がこの地域に限定されていましてので発言しました。皆さんが、投棄されたものが「盛り土」という認識をしていれば十分かと思えます。

村越委員・・・特に認識の違いがあるものでありませんのでよろしいでしょうか。

沢田委員・・・はい。大丈夫です。

村越委員・・・他によろしいでしょうか。質問があった時点で述べていただければと思います。論点に戻ります。まず、(1) 検証の目的について、市から目的が示されましたが、この点について何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

《意見なし》

村越委員・・・よろしいでしょうか。異論がありませんでしたので、これを目的とし、議論を進めてまいります。次に(2) 検証の対象について3案示されておりますが、市から【案1】を提案されました。この点について、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

青田委員・・・「(3) 検証の対象とする期間」も含めての意見になりますがよろしいでしょうか。

村越委員・・・どうぞお願いします。

青田委員・・・本日オンライン出席のため、意見を紙にまとめましたので画面共有させていただきます。

《モニターに表示》

青田委員・・・検証の対象範囲についてまとめたものです。今回の土砂崩落に係る行政対応を検証する目的は、市民の方に正しく評価していただくためのものですが、熱海の土砂災害の後であるだけに、どうしても市の責任を追及する声に焦点が置かれがちであると感じます。実際、その方向で報道されているとも見受けられます。しかし、市の責任云々が本当に市民の方にとって最優先課題なのかは検討する余地があると考えております。メディアが果たす役割が大きいことは言うまでもありませんが、様々な情報媒体ができており、必ずしも報道の内容に左右されるとも限りません。逆に、他に何の情報もない場合には報道の内容が正しいと信じる傾向もあろうかと思えます。

後ほど審議する資料7や過去の通報等から推察しますと、市民の方が最も注目されているのは安全・安心の観点であり、その観点から市の取り組みが良かったかを判断したいのではないかと考えております。その中には、当然、法的責任も含まれます。市がご提案されている【案1】の場合は改変行為に対する市の法的責任に重点を置いたということに限定されるのではないのでしょうか。従いまして、1-3 ページにあります(5) 市長の対応の根拠法令、これについて仮に問題がなかったとしても、市民の不安材料は解消しないのではないかと考えております。先ほどのご議論のあった、(1) 検証の目的の③同様の災害の発生を防止するための今後の

あり方についてという観点に立てば、検証対象に災害対応後を含むべきではないかと考えております。この災害対応後を対象にすることで、過去の災害経験から得た教訓が次の災害への備えに繋がり教訓が進化していくこととなります。これは災害に遭った自治体が経験されてきたことです。ただし、応急措置の完了日は本年7月ということなので、(3)のようにそれを待っていると検証の迅速性が問われますので、ある程度完了に目途がついた段階で区切るべきかと考えます。

今月5日に、応急措置の現場をご案内いただきました。本来、民と民の問題かと推測しますが、市民の安全・安心を確保するためという観点から、市役所として真摯に取り組んでおられるという印象を強く持ちました。ここまで実施していれば二次災害が起きて市民に被害は及ばないだろうと、誠意を持ってやっておられるように感じました。私は技術部門の専門家ではありませんが、もし技術的検証会での検証の結果、問題がないということであれば、これはむしろ積極的に市民に発信すべきではないか、それがひいては市民の安全・安心に対する信頼感の醸成に繋がるのではないかと考えます。民と民の問題で行政対応に限界がある中、行政としてできる限りの措置を講じたことを正しく伝えることも説明責任ではないかと思えます。

新聞報道やテレビと違いホームページ等でこの検証結果が長期間公開されると思えますので、これは長い目でみて、将来の減災にも繋がる検証になるのではないかと感じます。

同様の災害の発生を防止する上では、減災の観点から言うと可能な限り被害を減少させるということですが、市民等から通報を受けた際に危機管理になり得る案件とし、全庁的、少なくとも関係部局間で共有できていなかったとすれば、今回のことが建設的に教訓となる観点に立てば、その部分の検証が必要だと考えます。関係法令や静岡県条例や地すべり防止法、都市計画等にも目的には安全・安心に関することが書かれています。国土の保全もそれと同じ意味だと考えます。そうした観点からも、危機管理の点で建設的に考えたらどうかと考えております。

一般論ですが、災害未経験の自治体ほど危機管理部局に全てを委ねる傾向が全国的に見られます。浜松市の場合、静岡県以外の関係者から見ると、静岡県或いは県内市町村は東海地震に備えてこられた防災先進都市という見方がございます。今回の教訓を得て、特に静岡県は南海トラフ地震がございまして、全国どこでも気候変動に伴う災害など将来に備えなければなりませんので、全庁的な危機管理体制の強化にも繋がる検証になればと考えております。

あくまで一意見として、他の検証委員の先生方のご意見を伺えればと思えます。

村越委員・・・ありがとうございました。画面の資料が見えづらいため、今後リモートで参加される方は画面共有を想定しないで、当日の朝でもFAX等で送る等のご対応をいただけますようお願いいたします。

青田委員・・・後程、メールでもお送りさせていただきます。

村越委員・・・確認ですが、青田先生は(2)の検証の対象は【案3】を支持するが、(3)のイについては【案2】よりも早い応急措置にある程度目処がついた時点を提案されるということでしょうか。

青田委員・・・そうでございます。7月では遅いと感じますので、技術的検証会である程度目途がついたということであれば、もう少し早い時期にこの検証の終期ができないかと考えます。

村越委員・・・ありがとうございます。まず、(2)についてご意見はいかがでしょうか。

江間委員・・・(2)について【案1】を支持します。青田先生がご指摘のところに関しては、報告

書の市の方針として「避難指示等の災害対応及び本件災害発生後の対応については、直接本検証の対象としないものの、必要に応じ参照し、報告書としてとりまとめる」とすれば、市民にお伝えできるかと考えます。発生後の対応は現在も進行中ですので、進行中のものに対し検証することは難しいこともあろうかと感じます。私も青田委員と現地を視察し、説明も受けさせていただきました。私も一市民として少し安心できる対応でしたので、そこは安心できるということ を明らかにする文面を盛り込むことに大変賛成ではあります。しかし、検証という対象としては、現在進行中でようやく 17 日の時点でこの報告書案ができていますので、検証の対象とまではするのはいかがかというのが私の意見です。

松田委員・・・私も江間委員のご意見と同じように、【案 1】で良いのではないかと考えております。【案 1】の本件改変行為に対する対応の検討も非常にたくさんあり、今後災害を防止するためにはまず押さえておかなければならない対応だと考えております。【案 3】までとすると、非常にたくさんになるということ、その後の技術的な対応も技術的検証会等で報告いただきながら確認し進めているところがございますので、まずは【案 1】で検討をしていくのが良いのではないかという意見を持っております。

村越委員・・・ありがとうございます。沢田先生、いかがでしょうか。

沢田委員・・・私も【案 1】で結構かと思いますが、青田委員のおっしゃった今後に向けて災害が起きないようにするということが一番大きなところであると感じます。住民の方々の安心ということにまったく同意します。

この検証会の範疇ではないでしょうが、そこに持っていくためにはどのように伝えるのが良いかという話で、たとえすぐ近くで土砂災害等が起きている場合でも自分に関係がなければ関係ないと皆思い込んでしまうので、また次の災害が起きます。そうならないために、どのように広報するかが宿題として残ると思います。ですから、この検証会の範疇ではないかもしれませんが、【案 1】で良いと思いますが何か伝え方を検討されることが良いと考えます。

村越委員・・・ありがとうございました。青田委員、何かご意見ありますか。

青田委員・・・ありがとうございます。私もなにがなんでも【案 3】でなければならないというものではございません。他の委員から伺いましたとおり、その点も十分考えられるのではないかと思います。特に、沢田委員がおっしゃったように、やはり安全・安心、特に安心は主観が強くて、いかに安心感を持っていただくかという点が市民の関心事であると考えます。その点について、市の方針に「必要に応じて参照し」と記載がございますが、逆にこの場合はこれだけやっているということを伝えないと、却って何もやっていないのではと疑いを持たれるケースがございます。その辺りはそうした不安を抱くことがないように伝えることが大事だと考えています。検証の目的、市として何を検証したいかということがあろうかと思いますので、その点も考えてご判断いただければと思います。

村越委員・・・そうしましたら、【案 1】でも災害後の対応を対象から排斥するものではないということなので、その点については今後の議論の中で留意しておき、必要があるときにはご意見のある方は積極的におっしゃっていただくこととしまして、【案 1】を進めるということによろしいでしょうか。

《異論なしの発言あり》

村越委員・・・特に異論がないようですので、(2)検証の対象は【案1】とします。次に(3)検証の対象とする期間のア始期についていかがでしょうか。【案3】が一番期間が広いので、特に絞り込まなければならないという意見も出にくいかと思いますが、これでよろしいでしょうか。

《意見なし》

村越委員・・・ご意見がないようですので、(3)検証の対象とする期間のア始期は【案3】とします。次に、イ 終期についてです。こちらは、先ほど青田委員が【案1】より後で【案2】より少し早く応急措置の目途がついた時期と意見をおっしゃいましたが、この点についていかがでしょうか。

江間委員・・・終期については、市からご説明があったように検証の対象を一応区切るものから【案1】を終期とし、適宜報告書にその後のことも記載するという事でよろしいかと考えます。

村越委員・・・ありがとうございます。松田委員、いかがでしょうか。

松田委員・・・今のご意見に異論ございません。

村越委員・・・青田委員、沢田委員はいかがでしょう。

青田委員・・・同じで結構でございます。

沢田委員・・・特にありません。

村越委員・・・それでは、イ 終期については、【案1】を終期としつつ、こちらも先ほどと同様に、その後のことも必要があれば取り上げていくということで意見の統一を図りたいと思います。

それでは次に進みます。事務局から説明をお願いします。

磯部都市計画課長補佐・・・ありがとうございます。それでは、引き続き、資料1-2ページの(4)からご説明いたします。

まず、(4)検証の根拠となる資料は、ア 本件土砂崩落が発生した原因究明の調査結果ということで、第2回技術的検証会での確認を経て作成しました原因調査報告書がございまして、こちらが一つの根拠となる資料でございます。次にイとしまして、市長が行った本件改変行為に対する対応その他本件改変行為に関する事実認定でございまして、(ア)対応を行った所管部局が作成した文書を前回会議資料11にお示しをさせていただいているところでございます。

次に1-3ページをご覧ください。(イ)対応を行った職員からの聴取調査の結果に基づく事実確認資料ということで、こちらにつきましても前回会議資料10、さらに本日の会議資料3として行政対応検証の論点等整理表をお配りさせていただきました。

次に、(ウ)本件改変行為に関する周辺住民からの聴取調査の結果です。資料7をご覧ください。こちらは、災害発生後に、現地の周辺住民に聞き取りを行った情報を整理した資料でございます。表中の相手方のお名前につきましては、前回資料等で土地所有者や被害を受けられた方はお名前をそのまま載せさせていただいており、その他の方はAさんBさんCさんと記載

させていただいております。こちらの聞き取りの内容につきましては各方から様々なお話をいただいております。10年前、15年前から土砂が運ばれていたのではないかという内容もあり、かなり時間が経っていることからその正確性がどこまであるのかという部分はございますが、聞き取った内容について整理をしております。

資料7-6ページをご覧ください。表番号 ■番、土地の所有者である ■からもお話をうかがっておりますのでご確認をお願いします。

それでは、資料1-3ページ、(5)市長の対応の根拠法令をご覧ください。今回の対応の適法性、妥当性を検証する前提として、まずは本件災害の発生を防止するため、市長が行使すべき法令上の権限の有無、内容を確認する必要があるということで、資料4に関係法令の体系図、資料5に関係法令の一覧表がございます。こちらは後ほどご説明をさせていただきます。なお、市長が権限を有する場合は、1-3ページの中ほどに記載があります(i)から(vi)について権限を有する場合には(i)と(iii)から(vi)を行うことが考えられ、市長が権限を有しない場合は(i)(ii)(v)が可能になると考えられます。また、市長に行使すべき権限がない場合には、適法性は認められ、妥当性や今後のあり方の検証を行うことになると考えてございます。

次に、(6)一連の行政対応の事実の確認と検証について、災害が発生するまでの間に市が行っている行政指導、その他の対応の事実関係を時系列に従って確認するとともに、事実関係について法令上の権限を適切に行使したと言えるのかという点につきまして、個々の対応の検証、それから総合的な検証を行っていただきたいと考えてございます。なお、その検証にあたりましては、本件災害が観測史上最大の豪雨を誘因として発生したものであること、及び市が管理する公共用物ではなく私有地に堆積した盛り土が他の私有地内に崩落した事案であるということ踏まえると、災害が生じる予見可能性、本件盛り土が崩落し下の方の住宅等に被害が発生する危険性を予見することができたかどうか問題になると考えております。

続きまして1-4ページをご覧ください。その点を検証するにあたり次の点について事実関係の確認が必要になると思われれます。(a)本件盛り土が、どの時点で、どのような状態であったのかです。資料6をご覧ください。こちらが盛り土の経緯で、平成22年、25年、27年、令和2年時点の航空写真を基に地形図を起し、その時点でどの程度堆積土砂があったのかを示した資料でございます。航空写真に示したエリアごとに、どの程度の堆積土量があったかを上の表で示してございます。表の青色に塗られた数値は、航空写真の上方、5-1、5-2とあります宅地部分でございますが、ここに盛り土がされた量でございます。この部分以外については、表の一番下、青ハッチを除く増加量と記載してございますが、こちらに書かれている数値がその期間の間で土砂が堆積した土量でございます。こちらを見ると、一度に大量の土砂が堆積したというよりも、徐々に少量ずつの土砂が堆積されていったということが見てとれます。

続きまして、資料1-4ページをご覧ください。(b)誰が、いつ、どのような方法、目的で、本件盛り土をしたのかについて、事業者、土地所有者、周辺住民への聞き取り結果などから、複数の事業者が静岡県土採取等規制条例に基づく届け出の基準である1,000 m³以上または2,000 m³以上に満たない量の土砂等を搬入していたものと推認されるということでございます。

また、応急措置により市が撤去した土砂等に含まれる廃棄物の量は、土砂約2,200 m³中60 m³、全体の約2.7%の割合で廃棄物が入っており、その種類につきましては、がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属くずでございました。その内、木くずにつきましては、元々そこに生えていた樹木が伐採後風化したものも相当程度含まれていると推認されるということでございます。

(c)といたしまして、本件盛り土について、市は、いつ、どのような情報を得ていたのかということで、これにつきましても前回会議資料10、11、それから今回の資料3、7に基づい

て判断をしていただきますようお願いいたします。

続きまして、「2 今後の検証の進め方について」でございます。(1)(2)につきましては、本日審議をお願いしたい部分でございます。まず、(1)市の法令上の権限の有無、内容の確認でございます。それから(2)事実関係の確認といたしまして、行政指導、その他の対応の事実関係の確認をお願いいたします。次に、(3)につきましては、次回以降になるかと思われませんが、

(1)(2)を踏まえた個々の対応及び総合的な検証ということでお願いをしたいと考えてございます。

最終的に、(4)報告書とりまとめということで、資料8をご覧ください。こちらは、現時点で考えられます最終的な報告書の構成イメージでございます。このようなことが考えられるのではないかと参考として付けさせていただいております。

資料1の説明につきましては、以上でございます。

村越委員・・・ありがとうございます。説明がありましたところについて、特に限定せず、ご質問がありますでしょうか。

江間委員・・・資料1-4ページの(b)に記載されている廃棄物の量について教えてください。

60 m³ほどの廃棄物といえそうなものがあるとのことですが、木くずとその他内訳が分かれば教えてください。

加藤道路保全課長・・・概ねでございますが、60 m³程度のうち、コンクリートの破片がらが20 m³程度、流木、木くずも20 m³程度、レンガ質のようなものが10 m³程度、プラスチックのようなものが5 m³程度、あとは鉄くず、原型を留めておらず元が何であったかは不明ですがそうした鉄くずも5 m³程度、合計しまして60 m³程度でございます。

江間委員・・・基本的には5 m³がダンプ1台の単位なので、鉄くずやプラスチックは5 m³に満たなくても1台分の5 m³として計算をしているのでしょうか。

加藤道路保全課長・・・そうです。ざっくり見るとそのくらいの量があるのではないかという計算でございます。


江間委員・・・ありがとうございます。質問した理由は、平成26年に、一度、産業廃棄物の確認をしていたかと思いますが、その後のものかと思ったことなので、それを踏まえた上で木くずに関してはこの山の部分もあると推測しますが、それを除くと、平成26年に確認できてその後というところ、この鉄くず、プラスチック、レンガ、コンクリートがらが搬入され、木くずはよく分からないといったところでしょうか。

加藤道路保全課長・・・おっしゃるとおりでございます。

江間委員・・・ありがとうございました。

村越委員・・・レンガが10 m³程度で、コンクリートが20 m³程度など、なぜ分かったのでしょうか。

加藤道路保全課長・・・今回、まず崩れ落ちた土は一旦仮置き場まで運搬しそこで崩れ落ちた土を振るいにかけてきたところ、そうしたものが出てきたところでございます。

江間委員・・・資料6について教えてください。上の表を拝見すると、2のエリア、のすぐ南側の塀に接地した部分は、盛り土が増えたり減ったりしているが、この写真の分析は、植栽の減少分を含み、植栽を切ると減っているようになるので数字がマイナスとなっているのか、それとも植栽分は含まず本当に地面の部分のみの計測なのでしょうか。教えてください。

加藤道路保全課長・・・申し訳ありません。どこまで含まれているか認識は持ってございませんが、航空写真を地形に起こし立体化したものでございますので、多少その数値に誤差が出ているかと推測します。ただし、基本的には木がない状態で、シンプルに土の部分であろう箇所で計測しているので、木が多く含まれ、木が切られた部分だけ減るということは多少影響しているかもしれませんが、概ね土の部分と捉えていただいて構わないと考えます。

江間委員・・・ありがとうございます。そうすると、2の部分は、若干、すきとったりして平地にした様子もうかがわれるということでもよろしいのでしょうか。想像になりますが、多分2の部分は、斜面になっていたところを平面に均しマイナスになったものなのかと。令和2年のときに400 m³程減っているので気になりました。

加藤道路保全課長・・・推定ではございますが、途中で少し2の部分の土が他に崩れているような様子も伺えるということで、他にこぼれ落ちていることも考えられるということでございます。

江間委員・・・そうすると、平成27年から令和2年の間にその部分が崩れていたかもしれないということでしょうか。

加藤道路保全課長・・・そのとおりです。

江間委員・・・平成25年と平成27年の間には457 m³増えていて、その後減っていますが、もしかしたら崩れたかもしれないということでしょうか。

加藤道路保全課長・・・そのとおりです。

江間委員・・・ありがとうございます。

松田委員・・・最終的な報告書の取りまとめの案をお示しいただきましたが、こちらは浜松市中でクローズした報告書とするのでしょうか。先ほどのご意見もあつたとおり、しっかり検討して将来的に繋げていくという観点では、今後の行政の対応を行う上でも、貴重な報告書になるのではないかと考えております。今後、議論の場に入りますが、報告書をどこまで公開するか、どのようにお考えか教えてください。

杉石都市計画課長・・・報告書は原則公開を考えておりますが、その公開の仕方も含めて、検証会でご議論いただきたいと考えております。

松田委員・・・一般に広く公開することを考えているのでしょうか。

杉石都市計画課長・・・議事録も含めて、一般に公開を想定しております。

松田委員・・・わかりました。

青田委員・・・資料7について質問です。7-5 ページ、39 番、令和4年11月7日の■■■■と■■■■への聞き取り内容です。聞き取り内容欄に「これ以上深入りすると■■■■に迷惑がかけると市の方に言われた。意味深い物言いで気味が悪かった。崩落の危険については80 m 離れているから大丈夫とも言っていた。」と書かれていますが、このあたりを詳しく伺うことは可能でしょうか。

鈴木天竜土木整備事務所長・・・この内容以上に詳しい内容は、申し訳ありませんが把握しておりません。

青田委員・・・その当時の市職員がこう発言したという内容を確認することも難しいのでしょうか。

鈴木天竜土木整備事務所長・・・そのとおりでございます。

沢田委員・・・今の青田委員のご意見の続きで、こうした事情聴取等、これまでに調査された以上の資料はもう出てこないため、ここで資料の範疇を決めるということでしょうか。

村越委員・・・資料を限定するという話ではないと理解していますが、それでよろしいでしょうか。

杉石都市計画課長・・・その理解で結構です。

沢田委員・・・それでは新しい情報が出てきたら随時追加されるということでしょうか。

村越委員・・・委員からこのような資料はないかと必要であればお尋ねしていただければ良いかと考えています。

杉石都市計画課長・・・今提示できる事実関係の資料はこれで全てでございます。

沢田委員・・・資料6の土地変更の経緯を確認するための資料について、数字を細かく算出していますが、写真測量で起こした地形図は非常に精度が悪く主観が入りますので誤解をあたえる表記とならないよう注意した方がよろしいです。

杉石都市計画課長・・・第1回の検証会で、どの時点でどのような状態であったのかが分かるデータを示していただきたいとの意見がありましたので、今回参考としてお配りしました。検証委員の方々のご意見を聞きながら、最終的にどのように表記するのか検討して参りたいと考えております。

村越委員・・・精度が高いものではないため注意するようにとおっしゃっていただいたわけですね。

沢田委員・・・そういうことです。

村越委員・・・同じ資料のA-A' 断面図は点が打ってあるような、クレヨンで書いたような線になっていますが、この理由を説明していただけますか。

加藤道路保全課長・・・資料2と併せてご覧ください。資料2の右上に計画平面図がございまして、こちらではAとMと表記した場所を結ぶ線と、資料6のA-A'は同じものでございます。この線がなにを意味するかというと、地形的に非常に扇状の窪んだ土地であり、推定で一番窪んでいるところをAとMや資料6ではA-A'として線で結んでいるものでございます。

村越委員・・・私の質問の意図は、A-A' 断面図の線がクレヨンで書いたような線であったり、点で表示されて線が途切れたりしているのので、どうしてこの様になっているのかを教えてくださいたいです。

加藤道路保全課長・・・オレンジ色に点で表示されているものは、3次元の点群データに基づいておりまして、いわゆる点で図化したものでございます。点を結ぶと線になり、その点の元のデータをそのまま図に書き込んでいるものです。R04崩落と示している青い線は崩落した斜面をドローンで撮影したデジタルデータを図化したものでございます。点で見えるのはデータそのものを点でそのまま図化したものになっているものです。

村越委員・・・航空写真から標高を測定し、それを連続させたものがこの線だということでしょうか。

加藤道路保全課長・・・そのとおりです。データは平面上のxとy、それから立体的なzを持っており、それを点として表記しているものでございます。概ね委員がおっしゃるとおりでございます。

沢田委員・・・説明しましょうか。

村越委員・・・お願いします。

沢田委員・・・この線はレーザープロファイラーであり写真測量ではありません。レーザープロファイラーとは、空からレーザーで距離を測るもので、飛行機が飛んでいるところと地面までの距離をひたすら膨大な数を測り続けると、1平方メートルあたり200点や300点の点描画で三次元的な地面の形となります。その点描画で出来上がった三次元の地形を資料6の航空写真にあるA-A'で切断するとこの断面図のような線となります。

村越委員・・・令和3年についてはそのデータが豊富にあるということですか。

沢田委員・・・そういうことです。ですので、その辺りの精度は非常によいのですが、写真測量で計測したものは精度がよくないので、ややこしいです。

村越委員・・・令和3年度には沢田委員が今おっしゃったレーザープロファイラーの点があるということでしょうか。

沢田委員・・・令和3年と令和4年はそのデータがあります。

村越委員・・・それ以外の年は航空写真から標高を推計したものということですね。

沢田委員・・・そのとおりです。

村越委員・・・ありがとうございます。

江間委員・・・資料6のデータですが、沢田委員からご指摘があったように、1 m³単位の精度の信用性は低いと思いますが、例えば100 m³とか、どの程度の精度があるものなのでしょうか。写真から起こしているのもそれなりの信用性はあるでしょうが、どの程度信用できるのか教えてください。

加藤道路保全課長・・・100 m³ということはなかろうかと考えます。概ね10 m³単位ぐらいで考えるのが適切ではないかと考えられます。

江間委員・・・その程度だと、事実と一致していそうだと捉えてよいでしょうか。

加藤道路保全課長・・・一つの参考にはなるかと考えます。

江間委員・・・沢田委員、どの程度のものなのでしょうか。

沢田委員・・・10 m³ならば信用しても良いのではないのでしょうか。

村越委員・・・資料1-2ページに(4)アに技術的検証会(第2回)概要資料として資料2と記載されていますが、本日、席上に天竜区緑恵台土砂崩落原因調査報告書(案)、1月17日付けの資料が置いてあります。これはこの技術的検証会で制作中の科学的な原因の調査報告ということでもよろしいのでしょうか。

加藤道路保全課長・・・おっしゃるとおりでございます。

村越委員・・・その内容を凝縮すると、本日配布された資料2になるということでしょうか。

加藤道路保全課長・・・はい。おっしゃるとおりです。

村越委員・・・分かりました。他にご質問等いかがでしょう。

江間委員・・・第1回の会議時に配付いただいた資料のこともよろしいでしょうか。資料6の2枚目に林地開発許可の関係資料がございまして、平成9年度残置森林維持管理調査という項目があります。これがどういった権限で行われたのかを教えてください。今回は私有財産の関係ですので、法律の根拠がなければ調査や指示、指導までできるかは分かりませんが、この資料によると調査を行っているのかどうか、何かしらの権限があつての調査かと思えます。許可にあたって条件があり調査をしているのかどうか、そうしたところがお分かりになれば教えていただきたいと思えます。

小林林業振興課長・・・平成9年度の調査内容の前に林地開発についてご説明させていただきます。宅地造成当時の昭和63年に完了した林地開発の許可事務の所管は静岡県でした。静岡県の担当が県庁森林保全課となるため、林地開発当時の内容について何度か問い合わせをしており、委員がおっしゃった平成9年度の残置森林維持管理調査についても県庁に確認いたしました。林地開発は、現在は完了後5年間森林法上の残置森林の確認をしていますが、当時は5年間の残置森林の確認をしていたかは不明とのことでした。平成9年度のこの調査は完了後5年以上経過しており、全県的にスポットで県内の何ヶ所か調査をしたとのことですが、そこまでしか当時のことは分からないと聞いています。林地開発許可関係及び平成9年度の調査も書類を含め、保存年限超過につき県には残されておりませんでした。

江間委員・・・今の説明からすると、林地開発許可の関係で調査権限が何かあったというわけではなく、その他の法令条例等で調査をしたということになるのでしょうか。

小林林業振興課長・・・おっしゃるとおりでございます。林地開発後5年を超過して、何かの理由でスポット的に平成9年に県内数ヶ所行われたものと伺っております。

江間委員・・・ありがとうございます。そうしますと、林地開発許可に関しては許可を受けた後5年の調査をした以降は森林法としては行政に権限は無くなってしまうという理解でよろしいでしょうか。

小林林業振興課長・・・県庁職員からはそのように聞いております。林地開発完了後で一旦は手続きが終了したこととなります。現行では、県の要領に基づき完了後5年間は経過を観察することになっています。

江間委員・・・ありがとうございます。

村越委員・・・他に何かご質問ありますか。特に無いようでしたら残り時間も少ないので、この議論は別にすることにいたしまして、資料3、4、5について事務局より説明をお願いします。

磯部都市計画課長補佐・・・それでは、資料3、資料4、資料5についてご説明させていただきます。まず、資料3は行政対応検証の論点等を時系列に整理した表でございます。表左側の3列は行政対応の事実を時系列で並べております。これは前回の資料10、11と同じ内容です。その右側には、事実関係に係る法令、関係法令等に係る所管課の判断、考えられる論点の案を整理させていただいております。詳細は後ほどご説明させていただきます。

続いて、資料4をご覧ください。関係法令の関係を体系図にしたものでございます。赤い線で囲まれている部分は浜松市が権限を有する関係法令、青い線で囲まれた部分は静岡県が権限を有する関係法令でございます。浜松市が権限を有する関係法令は、許認可等に関する法令として、土木関係では①静岡県土採取等規制条例がございます。こちらは昭和51年の制定に伴い市町村へ権限移譲されておりましたが、熱海市の土石流災害等により見直され、令和4年7月1日より条例の一部改正及び新条例が施行され、静岡県へ権限が引き上げられました。次に、農林関係として②森林法、都市計画関係として③都市計画法、④宅地造成等規制法、⑤建築基準法がございまして、天竜市時代の建築協定条例、浜松市に合併してからの条例、それから静岡県の建築基準条例がございます。次に、産業廃棄物関係につきましては⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以上が許認可等に関する法令でございます。それから、災害対応に関する法令として⑦災害対策基本法、⑧災害救助法、⑨被災者生活再建支援法がございます。

次に、静岡県が権限を有する法令につきまして、まず、土木関係として、先ほどの土採取等規制条例、それから新たに制定されました静岡県盛土等に関する条例がございます。さらに土砂4法と呼ばれております砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が、静岡県が権限を有する法令でございます。法令ごとに詳細をまとめたものが資料5でございます。只今の①から順番に詳細を記載しており、左側から法令名称及び目的、所管課、根拠・論点となるべき法令の条項、所管課の判断、最後に考えられる論点の案を整理させていただいております。こちらについては資料3で挙がっております市が実際にとった対応に係る法令以外の法令についても整理させていただいております。

資料3にお戻りください。資料3の内容について説明させていただきます。まず、**1**、2001年の崩落箇所の改変行為が開始されたと推定される時から2014年10月29日の最初の情報提供までの期間です。特に市が行った対応はありませんが、その期間で考えられる論点の案としたしましては、最初の情報提供があったときまで崩落箇所の改変行為について市は認知していなかったのかという点が考えられます。**2**以降につきましては、各所管課から説明をいたします。

小野産業廃棄物対策課長・・・**2**の行政対応の事実関係の欄をご覧ください。産業廃棄物対策課は天竜農林事務所の職員から廃棄物の投棄に係る情報提供を受け、天竜警察署と現場確認をしました。現場確認中に土砂を搬入してきた人から話を聞いたところ、土地所有者の依頼を受けて、1、2年前から搬入をしており、ダンプは[]から借りているとのことでした。土地所有者と現場確認をし、土地所有者は自身の所有の土地に何を埋めようと問題はないとの認識であったため、自身所有の土地でも何を捨てても良いわけではないということを指導いたしました。論点案をご覧ください。法令の論点でございますが、関係法令は廃棄物の処理及び清掃に関する法律でございます。本件改変行為は廃棄物処理法で規制することができなかったのか、そして(1)盛り土は廃棄物に当たるのか、(2)ア本件土地において撤去させた廃棄物以外に廃棄物を投棄する行為はなかったか、(2)イ本件盛り土行為は、廃棄物を捨てる行為に当たるのか、(2)ウ土地所有者は投棄者に当たるのか、(3)清潔保持義務5条は、努力義務に過ぎないのか。そして、その他の論点として考えられるのが、土砂等にどの程度の量が混入していたのか、土砂の搬入を確認したことから静岡県土採取等規制条例の観点で土木関係課への連絡を行う必要はなかったのか、という論点が考えられます。

村越委員・・・会議の進め方で、論点の方まで全部読んでいただくと時間かかかってしまいますので、事実関係でポイントとなるところのみのご説明をお願いします。

小野産業廃棄物対策課長・・・では、続きまして**3**です。天竜区まちづくり推進課に[]より2014年5月頃からの建築廃材の投棄行為について通報がございました。そのため、対応関係課となる産業廃棄物対策課、北部都市整備事務所及び天竜土木整備事務所に連絡をいたしました。続きまして**4**、産業廃棄物対策課は天竜区まちづくり推進課からの連絡を受け、11月5日に現場確認を実施し、11月14日には[]から報告書を受理いたしました。そして、12月26日に[]から投棄物の回収撤去の完了報告書の提出がございまして投棄に関する対応を完了したところでございます。

高林北部都市整備事務所長・・・**5**、2014年11月4日の対応についてご説明いたします。建築廃材等の搬入に係る通報の関係です。天竜区まちづくり推進課から、土砂の廃棄が行われている現場の近くに住宅地があるが建築及び都市計画関係規制で制限や指導が必要となることは

ないかと相談を受けました。この時、がけ条例等で全く関連がないとは言い切れませんが、建築行為が伴っておりませんでしたので、一般的に自分の所有する山を削ったり盛ったりする行為に対して直ぐに建築の制限、指導をすることはないと回答しております。さらに、静岡県土採取等規制条例の制限に係るかもしれないことから、天竜土木整備事務所へ連絡するように案内をいたしました。

村越委員・・・市民の方から通報があったのではなく、独自の動きということですか。それとも[3]の[]からの通報の対応の一つということでしょうか。

高林北部都市整備事務所長・・・[3]で[]からの相談を受けた天竜区まちづくり推進課が考えられる所管課の一つとして北部都市整備事務所に何か規制ができることがないかと問い合わせがあり、それに応えたものでございます。

村越委員・・・分かりました。続いてお願いします。

加藤道路保全課長・・・資料 3-3 ページをご覧ください。[6]、2014 年 11 月 4 日、こちらも[3]に関連するものでございます。建設廃材等の搬入に係る通報ということで、天竜土木整備事務所の対応でございます。天竜土木整備事務所については、天竜区まちづくり推進課から連絡を受けまして、現場の確認を実施いたしました。土砂搬入が確認できましたが、当時はそれほど土量が多いと感じられなかったことから、土地所有者に対してこれ以上の土砂搬入は、静岡県土採取等規制条例の違反も考えられるため、搬入を止めるよう口頭指導し、了承を得ました。その当時の対応した職員への聞き取り結果ですが、地山の状況が分からず、実際の盛り土の量をその場で想定することは困難な状況であったということでございます。

次に、[7]は、産業廃棄物対策課職員が緑恵台付近をパトロール中、残土捨場と表示された看板を発見し、静岡県土採取等規制条例の観点から天竜土木整備事務所へ連絡したものでございます。2015 年 3 月 9 日の時点でございます。

続きまして、[8]、天竜土木整備事務所は、引き続き土砂が搬入されている情報を受け、現場確認及び土地所有者への聞き取りを実施しました。土地所有者でこれ以上の土砂搬入の継続は静岡県土採取等規制条例に基づく厳しい指導となることなどを注意警告するとともに、看板の撤去についても口頭指導し、土地所有者から了承を得たものでございます。この当時の状況は、[6]と同様、地山の状況が分からず、実際に盛り土の量をその場で想定することは困難であったということと、土地所有者に搬入業者について訊ねるも業者は分からないということでした。対応した天竜土木整備事務所の職員は業者が存在するかは確認出来ていなかったという状況でございます。

高林北部都市整備事務所長・・・続きまして、[9]、2017 年 11 月 15 日から 11 月 28 日の対応についてご説明いたします。これは 2015 年までの対応とは全く別のものになります。土砂の隣地越境としまして、1 件目の通報として、電話で北部都市整備事務所に通報がありました。土地所有者の[]から、隣地で埋め立てされている土砂が越境してきていると通報を受け、現場確認を実施いたしました。この時の現場確認の状況につきましては、第 1 回資料 11 の D-2 に当時の現場確認したときの写真を付けております。その結果、敷地の境界も不明確であり、明らかな問題は見受けられないため、通報者に建築協定には抵触せず、土砂の越境については民事的な問題となるため市では対応できない旨をお伝えしました。建築協定につきましては、その制度の趣旨や運用状況を資料 11 にございますので後程ご覧ください。

その後、[10]、2018 年 2 月 9 日に、2 回目の土砂の隣地越境に関して、北部都市整備事務所に

から電話で通報がありました。以前から土砂の隣地越境の状況が続いていることと土砂の中に廃棄物があり不法投棄ではないのかとの通報を受けました。土砂が越境していることに関しましては民事的な内容であり、市が直接に対応することができないため、市民相談や法律相談の窓口として市民生活のくらしのセンターを紹介しました。コンクリートがらにつきましては、産業廃棄物の処理としての違法性が考えられるため、産業廃棄物対策課を案内しました。いずれにしても、建築行為が絡む案件ではないため、北部都市整備事務所が所管する案件ではなく民事的な内容となるため市では対応できない旨を伝えました。この2回目の通報に関しましては、現地確認をしておりません。

加藤道路保全課長・・・引き続きまして、3-5 ページをご覧ください。[11]です。2021年12月23日又は24日の対応でございます。土砂搬入箇所の安全性確認依頼としまして、天竜土木整備事務所は来庁した緑恵台自治会長様から、「最近土砂搬入されてないようだが、現場について一度確認してもらいたいが、まずは土地所有者は[]のため、親族に市へ連絡するように伝える」との一報が入りました。職員としましては、現地を確認するだけでは安全判断は難しく、静岡県土採取等規制条例に明確に該当することが確認できれば、規制することは可能である旨をそのときに説明を申し上げました。

[12]につきましては、その引き続きでございまして、2022年1月21日に天竜土木整備事務所は土地所有者の親族から電話を受け、同条例の説明を行いまして、届出の要否判断のため盛り土の土量や面積の確認を依頼しました。土量と言いましてもなかなか分からないので、面積だけでも分かればその判断材料になるということをお話しております。届け出が必要になった場合は連絡するよう念押しさせていただき、今以上の土砂搬入はしないこと、入口の進入路には入れないようにすること、路面水が埋め土部分に流入しないよう対応することについて、電話で口頭指導をさせていただきました。土地所有者の親族からは確認後、再度電話をするとの回答を得られましたが、その後連絡がなく、現場確認等の対応は未実施な状況でございました。

磯部都市計画課長補佐・・・次に、[13]でございます。こちらは最初の情報提供がありました2014年10月30日から最後の行政対応が確認されております2022年1月21日までの8年間の間を通して何か論点がないかというものです。最後に、[14]につきましては、最後の行政対応があった2022年1月22日から土砂崩落があった9月24日までの間でも何か行政対応として論点がないかということで挙げさせていただいております。説明は以上でございます。

村越委員・・・[12]が最後の行政対応ということによろしいでしょうか。

磯部都市計画課長補佐・・・そうです。具体的な行政対応を行ったのは[12]まででございまして、その後行政対応を行った事実は確認ができてございません。しかし、[14]も検証の対象期間でございますので枠を設けさせていただいております。

村越委員・・・時間もありませんので、資料5を簡単に説明していただけますか。

磯部都市計画課長補佐・・・資料5をご覧ください。先ほどの資料と重複する部分がございますので、それ以外の法令をご紹介します。5-2ページにございます②森林法、それから、5-8ページには⑦災害対策基本法、5-9ページには⑧災害救助法、5-10ページの⑨被災者生活再建支援法、5-11ページの⑩被災者自立生活再建支援制度、⑪盛土総点検がございます。⑪盛土総点検は法令ではありませんが、こちらについても記載をさせていただいております。

村越委員・・・資料5の所管課の判断はどの時点でのものを記されたものでしょうか。事実を認識した時点の当該担当部署の判断を書いているのか、今の市役所の判断が書いてあるのか。どちらか教えていただきたいです。

岡本総務部参事・・・現時点では混在する形で記載してございます。必要に応じて認識した当時どうであったかと、現時点での判断を区分けして分かるような形でお示しすることも可能かと考えます。

村越委員・・・わかりました。会議の残り時間が少ないため、本日の会議内容で質問等があれば機会を設けることにいたしまして、次回の進め方についてご意見があれば伺います。論点も多岐に分かれており、どのように最終的にまとめていくかということもあります。進め方についてご意見があればお伺いしたいと思います。

青田委員・・・資料3に整理されている論点案がございまして。この他にも論点はあるでしょうが、市としては特にこの論点案を意識しながら、確認を進めてほしいということによろしいでしょうか。

磯部都市計画課長補佐・・・市として、現在のところ考えられるのではないかと論点を示させていただいているもので、必ずしもこれをお願いするものではなく、これを参考に委員の皆様で議論を進めていただければと考えております。

村越委員・・・この資料の内容は一種のたたき台で、一応こういうことが考えられるので落とさないように気をつけながら、必要がなければ必要ないというようにこの検証会で議論し、その上でこれに絞る必要もなく、さらに委員の中で考えられることや検討すべきではないかという意見があれば、それも漏れなく議論をしていくということで良いのではないかと考えます。

岡本総務部参事・・・少し補足させていただきます。論点の案はかなり広く拾っておりまして、法律解釈から自明と思われるような、さほど論点にならないことまで論点として挙げております。今、村越委員からご指摘いただきましたように、必要に応じてこの点はもう論点としなくて良いのではないかとか、他にこういう論点を挙げた方が良いのではないかとといったご議論をいただければと考えております。

村越委員・・・今日のところはこの程度にいたしまして、まだ考えがまとまっておりませんが、次回は資料3や資料5の論点を意識しながら、一つずつ確認し潰していくようなことも想定し、議論をしていくことにしたいと思います。特にご意見はありますでしょうか。

《意見なし》

村越委員・・・よろしいでしょうか。今日ご覧になって、まだ見方も十分でない部分もあるかもしれませんが、委員にはそれぞれ検討していただいて、論点に対するご意見や新たな論点があれば考えてきていただき、その検討を次回に行うということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・では、次回そのように進めるということを考えていきたいと思いますので、皆さん、検討をしていただきますようお願いいたします。これで、事務局に進行をお戻しします。

4 閉会

杉石都市計画課長・・・ありがとうございました。本日、議事進行していただきましたとおり、次回、個別の検証について継続で行いたいと思います。次回は1か月後を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第2回の検証会を閉会いたします。長時間にわたり誠にありがとうございました。

《12：00にて閉会》

第2回行政対応検証会 意見等対応表

No.	委員	意見等	市回答・対応	所管部局
1	村越委員	<ul style="list-style-type: none"> 「盛り土(もりつち)」と「盛土(もりど)」について確認したい 「盛り土」は今回の原因となった、主に所有者によって行われた土砂の投棄を中心とする行為を指し、「盛土(もりど)」は緑恵台の造成時に事業者によって行われた造成盛土を指すと資料から理解されるが、よろしいか 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりであり、資料2の右側下の断面図を見ると、灰色に着色されたBの部分がいわゆる「盛り土」であり、その下にある茶色のo-B部分は緑恵台が当時宅地造成をする際に「盛土」された部分となり、その後Bの盛り土がされたと区別している 資料3の論点など法令手続きの検証では「盛土」という表現を使っている 【第2回資料2、資料3】 	道路保全課 政策法務課
2	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料1-4ページの(b)に記載されている廃棄物の量について、60㎡ほどの廃棄物といえそうなものがあるとのことだが、木くずとその他内訳が分かれば教えてほしい 【第2回資料1 1-4】 	<ul style="list-style-type: none"> 概ねではあるが、60㎡程度のうち、コンクリートの破片殻が20㎡程度、流木、木くずも20㎡程度、レンガ質のようなものが10㎡程度、プラスチックのようなものが5㎡程度、原型を留めておらず元が何であったかは不明な鉄くずも5㎡程度、合計して60㎡程度となる 	道路保全課
3	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には5㎡がダンプ1台の単位なので、鉄くずやプラスチックは5㎡に満たなくても1台分の5㎡として計算をしているのか 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりであり、ざっくり見るとそのくらいの量があるのではないかという計算である 	道路保全課
4	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 質問した理由は、平成26年に、一度、産業廃棄物の確認をしていたかと思うが、その後のものかとも思ったことからであり、それを踏まえた上で木くずに関してはこの山の部分もあると推測するが、それを除くと、平成26年に確認できていてその後というところ、この鉄くず、プラスチック、レンガ、コンクリート殻が搬入され、木くずはよく分からないといったところか 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりである 	道路保全課
5	村越委員	<ul style="list-style-type: none"> レンガが10㎡程度で、コンクリートが20㎡程度など、なぜ分かったのか 	<ul style="list-style-type: none"> 今回、崩れ落ちた土は一旦仮置き場まで運搬し、そこで崩れ落ちた土を振るいにかけてところ、そうしたものが出てきたからである 	道路保全課
6	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料6について、上の表を見ると、2のエリア、[]のすぐ南側の塀に接地した部分は、盛り土が増えたり減ったりしている この写真の分析は、植栽の減少分を含み、植栽を切ると減っているようになるので数字がマイナスとなっているのか、それとも植栽分は含まず本当に地面の部分のみの計測なのか、令和2年のときに400㎡程減っているのが気になった 【第2回資料6】 	<ul style="list-style-type: none"> 植栽がどこまで含まれているか認識は持っていないが、航空写真を地形に起こし立体化したもので、多少その数値に誤差が出ているかと推測する ただし、基本的には木がない状態で、シンプルに土の部分であろう箇所を計測しているので、概ね土の部分と捉えていただいて構わないと考える 推定ではあるが、途中で少し2の部分の土が他に崩れているような様子も伺えるということで、他にこぼれ落ちていることも考えられる 	道路保全課
7	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年と平成27年の間には457㎡増えていて、その後減っていることから、平成27年から令和2年の間にその部分が崩れていたかも知れないということか 【第2回資料6】 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりである 	道路保全課
8	松田委員	<ul style="list-style-type: none"> 最終的に報告書は、浜松市の中でクローズした報告書とするのか しっかり検討して将来的に繋げていくという観点では、今後の行政の対応を行う上でも、貴重な報告書になるのではないかと考えている 報告書をどこまで公開するか、一般に広く公開することを考えているのか 【第2回資料8】 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書は、議事録も含めて原則公開を考えているが、その公開の仕方も含めて、検証会で議論いただきたいと考えている 	都市計画課
9	青田委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料7について、7-5ページの39番に、令和4年11月7日の佐藤様と比嘉様への聞き取り内容欄に「これ以上深入りすると[]に迷惑がかかると市の方に言われた。意味深い物言いので気味が悪かった。崩落の危険については80m離れているから大丈夫とも言っていた。」と書かれているが、このあたりを詳しく伺うことは可能か また、当時の市職員がこう発言したという内容を確認することも難しいか 【第2回資料7 7-5】 	<ul style="list-style-type: none"> この内容以上に詳しい内容は把握おらず、また、発言内容を確認することも難しい 	天竜土木整備事務所

第2回行政対応検証会 意見等対応表

No.	委員	意見等	市回答・対応	所管部局
10	沢田委員	<ul style="list-style-type: none"> 青田委員の意見の続きで、こうした事情聴取等、これまでに調査された以上の資料はもう出てこないため、ここで資料の範疇を決めるということか 新しい情報が出てきたら随時追加されるということか 	<ul style="list-style-type: none"> 今提示できる事実関係の資料はこれで全てである 	都市計画課
11	沢田委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料6の土地改変の経緯を確認するための資料について、数字を細かく算出しているが、写真測量で起こした地形図は非常に精度が悪く主観が入るので誤解をあたえる表記とならないよう注意した方がよい <p>【第2回資料6】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1回検証会で、どの時点でどのような状態であったのかが分かるデータを示していただきたいとの意見があったので、今回参考としてお配りした 検証委員方々の意見を聞きながら、最終的にどのように表記するのか検討して参りたい 	都市計画課
12	村越委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料6のA-A'断面図は点が打ってあるような、クレヨンで書いたような線になっているが、この理由を説明していただきたい 質問の意図は、A-A'断面図の線がクレヨンで書いたような線であったり、点で表示されて線が途切れたりしているの、どうしてこの様になっているのかを教えてください <p>【第2回資料6】</p>	<ul style="list-style-type: none"> オレンジ色に点で表示されているものは、3次元の点群データに基づいており、いわゆる点が図化したものである 点を結ぶと線になり、その点の元のデータをそのまま図に書き込んでいるものとなる R04 崩落と示している青い線は崩落した斜面をドローンで撮影したデジタルデータを図化したものであり、点で見えるのはデータそのものを点でそのまま図化したものになっている 	道路保全課
13	村越委員	<ul style="list-style-type: none"> 航空写真から標高を測定し、それを連続させたものがこの線だということか 	<ul style="list-style-type: none"> 概ねそのとおりであり、データは平面上のxとy、それから立体的なzを持っており、それを点として表記しているものである 	道路保全課
14	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料6のデータで、沢田委員から指摘があったように、1㎡単位の精度の信用性は低いと思うが、例えば100㎡とか、どの程度の精度があるものなのか 写真から起こしているの、それなりの信用性はあると思うが、どの程度信用できるのか <p>【第2回資料6】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 概ね10㎡単位ぐらいで考えるのが適切ではないかと考えられる 	道路保全課
15	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 概ね10㎡単位の精度であれば、事実と一致していそうだと捉えてよいか <p>【第2回資料6】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一つの参考にはなるかと考える 	道路保全課
16	村越委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料1-2ページに(4)アに技術的検証会(第2回)概要資料として資料2と記載されているが、席上に1月17日付けの天竜区緑恵台土砂崩落原因調査報告書(案)資料があり、これは技術的検証会で制作中の科学的な原因の調査報告ということでしょうか その内容を凝縮すると、本日配布された資料2になるということか <p>【第2回資料1 1-2、資料2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりである 	道路保全課
17	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 第1回の会議時に配付いただいた資料のことになるが、資料6の2枚目に林地開発許可の関係資料において平成9年度残置森林維持管理調査という項目があり、これがどういった権限で行われたのか 今回は私有財産の関係なので、法律の根拠がなければ調査や指示、指導までできるかは分からないが、この資料によると調査を行っているの、何かしらの権限があつての調査かと思う 許可にあたって条件があり調査をしているのかどうか、そうしたところが分かれば教えてください <p>【第1回資料6 6-3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年度の調査内容の前に林地開発についての説明となるが、宅地造成当時の昭和63年に完了した林地開発の許可事務の所管は静岡県であり、静岡県の担当が県庁森林保全課となるため、林地開発当時の内容について何度か問い合わせをし、委員がおっしゃった平成9年度の残置森林維持管理調査についても県庁に確認した 林地開発は、現在は完了後5年間森林法上の残置森林の確認をしているが、当時は5年間の残置森林の確認をしていたかは不明とのことであった 平成9年度のこの調査は完了後5年以上経過しており、全県的にスポットで県内の何ヶ所か調査をしたとのことだが、そこまでしか当時のことは分からないと聞いており、林地開発許可関係及び平成9年度の調査も書類を含め、保存年限超過につき県には残されていなかった 	林業振興課
18	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 今の説明からすると、林地開発許可の関係で調査権限が何かあったというわけではなく、その他の法令条例等で調査をしたということになるのか 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりであり、林地開発後5年を超えて、何かの理由でスポット的に平成9年に県内数ヶ所行われたものと伺っている 	林業振興課

第2回行政対応検証会 意見等対応表

No.	委員	意見等	市回答・対応	所管部局
19	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 林地開発許可に関しては許可を受けた後 5 年の調査をした以降は森林法としては行政に権限は無くなってしまおうという理解でよいか 	<ul style="list-style-type: none"> 県庁職員からは、林地開発完了後で一旦は手続きが終了したこととなると聞いており、現行では、県の要領に基づき完了後 5 年間は経過を観察することになっている 	林業振興課
20	村越委員	<ul style="list-style-type: none"> 北部都市整備事務所の 2014 年 11 月 4 日の対応については、市民の方から通報があったのではなく、独自の動きだったのか、それとも3のからの通報の対応の一つということか 【第2回資料3 3-1、3-2】 	<ul style="list-style-type: none"> 3でからの相談を受けた天竜区まちづくり推進課が考えられる所管課の一つとして北部都市整備事務所に何か規制ができることがないかとの問い合わせがあり、それに応えたものである 	北部都市整備事務所
21	村越委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料3における12が最後の行政対応ということによいか 【第2回資料3 3-5】 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりであり、具体的な行政対応を行ったのは12までで、その後行政対応を行った事実は確認ができていない しかし、14も検証の対象期間であるので枠を設けている 	都市計画課
22	村越委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料5の所管課の判断はどの時点でのものを記されたものか 事実を認識した時点の当該担当部署の判断を書いているのか、今の市役所の判断が書いてあるのか、どちらであるか教えてほしい 【第2回資料5】 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では混在する形で記載している 必要に応じて認識した当時どうであったかと、現時点での判断を区分けして分かるような形で示すことも可能かと考える 	政策法務課
23	青田委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料3に整理されている論点案について、この他にも論点はあるでしょうが、市としては特にこの論点案を意識しながら、確認を進めてほしいということによろしいか 【第2回資料3】 	<ul style="list-style-type: none"> 市として、現在のところ考えられるのではないかと論点を示しているもので、必ずしもこれをお願いするものではなく、これを参考に委員の皆様で議論を進めていただければと考えている 	都市計画課
24	村越委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料3の内容は一種のたたき台で、一応こういうことが考えられるので落とさないように気をつけながら、必要がなければ必要ないというようにこの検証会で議論し、その上でこれに絞る必要もなく、さらに委員の中で考えられることや検討すべきではないかという意見があれば、それも漏れなく議論をしていくということが良いのではないかと考える 【第2回資料3】 	<ul style="list-style-type: none"> 論点の案はかなり広く拾っており、法律解釈から自明と思われるような、さほど論点にならないことまで論点として挙げている 村越委員の指摘のように、必要に応じてこの点はもう論点としなくて良いのではないかと、他にこういう論点を挙げた方が良いのではないかと議論をいただければと考えている ※ 各論点チェック表等（各論点チェック表、他に考えられる論点）を作成し、各委員に次回検証会までのチェック等を依頼する 【各論点チェック表】 	政策法務課

- 検証会内における対応
- ※ 検証会終了後における対応